

昭和42年6月30日
長崎県警察本部訓令第11号
最終改正 平成21年3月13日

長崎県警察の巡査長に関する訓令

(概要)

この訓令は、巡査長に関する規則（昭和42年国家公安委員会規則第3号）及び長崎県警察の組織に関する訓令（平成14年長崎県公安委員会規則4号）第112条に基づき、長崎県警察の巡査長を置く基準等について、必要な事項を定めたものである。

主な内容は次のとおり

- ・ 巡査長を置く基準
- ・ 巡査長の行う職務
- ・ 巡査長に充てる巡査
- ・ 巡査長の選考方法 等